

和泊町告示第 59 号

和泊町空き家等情報登録制度に関する要綱を次のように定めた。

平成 23 年 5 月 31 日

和泊町長 伊地知 実利

和泊町空き家等情報登録制度に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、和泊町における空き家等の有効活用と定住促進による地域活性化を図るため、空き家等の情報を登録する制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に存在する空き家、空き地、空き店舗、空き事業所（それぞれにおいてその予定のあるものを含む。）をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家等に係る所有権又は賃貸若しくは売却を行うことができる権利を有するものをいう。
- (3) 空き家等情報登録制度 町内に存在する空き家等の賃貸又は売却を希望する所有者等から登録申込みを受けた情報を公開し、情報提供を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第 3 条 この要綱は、空き家等情報登録制度以外の取引を規制するものではないものとする。

(空き家等の登録申込み等)

第 4 条 空き家等情報登録制度による空き家等に関する登録を受けようとする所有者等は、空き家等情報登録（変更）申込書（別記様式）により、町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認の上、別に定める空き家等登録台帳に登録しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による登録をしたときは、その旨を当該所有者等に通知するものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家等で、空き家情報登録制度による登録が適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができるものとする。

(空き家等に係る登録事項の変更の届出)

第5条 前条第3項の規定による登録の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、当該登録事項に変更があったときは、空き家等情報登録(変更)申込書(別記様式)により、遅滞なくその旨を町長に届けなければならない。

(空き家等登録台帳の登録抹消)

第6条 町長は、登録された空き家等が、次のいずれかに該当するときは、当該空き家等登録台帳から登録情報を抹消するとともに、その旨を当該登録者に通知するものとする。

- (1) 空き家等に係る所有権その他権利に異動があったとき。
- (2) 空き家等登録事項に関して抹消の届出があったとき。
- (3) 登録された日から起算して2年を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認めたとき。

(情報提供等)

第7条 町長は、空き家等登録台帳に登録された情報をホームページに掲載し、周知するものとする。

2 町長は、空き家等に関する交渉並びに賃貸借契約及び売買契約については、直接これに関与しない。

3 掲載されている情報内容及び契約等に関する一切のトラブル等については、当事者間で解決するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 第4条第2項及び前条第1項の規定による登録台帳に保有する個人情報の取扱いについては、和泊町個人情報保護条例(平成15年和泊町条例第2号)に定めるところによる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。